

平成27年度第5回常滑市教育委員会定例会会議録（概要）

開催日	平成27年8月20日(木)
開催場所	常滑市役所4階第3会議室
時間	開会 午後1時30分 閉会 午後2時46分
出席委員	委員長 渡邊 十三香 委員 渡辺 慶太郎 委員 久田 孝寛 委員 鬼頭 明美 教育長 加藤 宣和
出席した職員	教育部長 榑 原 直 樹 学校教育課長 山 崎 巖 生 学校教育課付課長 榑 原 寛 二 生涯学習スポーツ課長 竹 内 龍 夫 学校給食共同調理場長 杉 江 勝
傍聴者	なし
事務局	学校教育課課長補佐 伊藤 真由美 学校教育課主事 竹内裕紀
議案	(1) 常滑市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について (2) 平成27年度2学期学校訪問（訪問委員の決定）について
報告	(1) 平成27年度常滑市表彰条例による候補者の内申について (2) 区域外就学許可基準の一部改正について (3) 平成27年度知多地方中学校体育大会の結果について
その他（諸報告）	行事連絡（8月～10月）

発言者	発言の要旨
委員長	平成27年度第5回教育委員会定例会を開催する。 平成27年度第4回教育委員会定例会会議録を各委員に諮り承認された。 会議録署名委員に鬼頭明美委員を指名した。
教育長	本日の定例会の付議事件は2つの議案と3つの報告事項を予定しております。よろしくお願いします。 それでは、委員長・教育長の報告事項につきまして、前回の定例会7月16日以降の主なもののみ、その概略を報告させていただきます。委員長、教育長の報告事項をご覧ください。 7月22日には、第34回常滑市青少年非行防止と健全育成大会が開催されました。渡邊委員長にご出席をいただきました。 7月26日には、ひるがの高原サービスエリアにて、ご家族や常滑中学生、市内の教職員及び市職員のボランティアに参加していただき、下村まなみさんの搜索ティッシュ配布活動を行いました。

発言者	発言の要旨
	また、現地からも郡上警察、NEXCO中日本、高鷲振興事務所の方々にもご参加をいただき、総勢76名にもなりました。キャンプ場周辺の各ご家庭にも配布していただきました。なお、このことは、NHK、CBC、東海テレビや中日新聞、読売新聞、毎日新聞、共同通信でも取り上げていただきました。7月、8月に情報をそれぞれ1件ずつお寄せいただきましたが、残念ながら、有力な手掛かりには繋がっておりません。 8月3日及び8月18日に、常滑市通学路安全推進会議を開催しました。これは昨年度、常滑市通学路交通安全推進会議と呼んでいたもので、もともとは、平成25年に京都府、千葉県、そして、引き続き、愛知県でも岡崎市、小牧市で起こった通学中の痛ましい交通事故を教訓に始まった国の委託事業「実践的安全教育総合推進事業」に常滑市が手をあげて実施しているものです。一昨年度は、常滑中学校区、昨年度は、青海中学校区の関係者の方々に集まっていただき、通学路について協議を行っていただきました。メンバーには、県のアドバイザーである大同大学工学部建築学科の嶋田喜昭教授をはじめ、知多建設事務所、常滑警察署、本年度は鬼崎地区の区長、小中学校校長・PTA会長、子どもを守る会支部長、市からは、安全協働課、土木課、教育委員会などが参加し、総勢27名で構成をしております。第1回目は、それぞれの危険個所を、第2回目は、その対策案を検討していただきました。次回は、11月4日を予定しております。それまでに、ある程度の対策案が実行できるように関係機関と調整を図ってまいります。 8月5日、8月6日の2日間、常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会報告書（答申）及び常滑東小学校児童増加に係る教育委員会対応方針に関する説明会を常滑市民文化会館大ホールにて開催しました。第1日目は26名、第2日目は16名の方が参加いただきました。教育委員会から報告書及び教育委員会の対応案を説明をさせていただいた後にご意見やご質問をいただきました。主なご質問は、「平成30年度にも教室が不足するのではないか。計画の前倒しをする必要があるのではないか。」「今後のアクションプランについて、また、最終意思決定は何時、どのようにされるのか」「プレハブ校舎になった場合、何年使用することを想定しているか」「そもそも小学校の数が足りないのではないか」「プレハブ校舎だけエアコンを入れると学習環境に差が出るのではないか」などのご質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきました。なお、ご意見はございませんでした。

発言者	発言の要旨
	さて、鬼崎南小学校は8月12日から28日までメキシコのヌエボコンティネンテ校、常滑西小学校は8月3日から21日までタイのブラサーンミット小学校、西浦北小学校はオーストラリアのウィーデンハイツ校、小鈴谷小学校はオーストラリアのリージェンシーパーク校へ8月1日から22日までそれぞれ派遣団を送っております。この行事は、TSIEつまり常滑市児童生徒国際交流推進協議会の主催で行っております。教育委員会も補助金を出して全面的に応援をしております。今回、8月17日に常滑西小学校の派遣団が訪れておりますタイの首都バンコク中心部で爆弾テロ事件が起きました。幸いにも、すぐに現地のリーダーと連絡が取れ、全員の無事を確認しております。一昨日は現地の学校が休校となりホームステイ先で過ごしたようです。ホームステイ付近の街は平穏で、昨日からは学校も再開をしているというメールが届いております。帰国は予定通り今週の金曜日を予定しております。また、オーストラリアでは、トランポリンをしており、派遣生が足首を骨折するという事故がありました。現地のお医者さんに見ていただき、手術については日本に帰ってからということになっているそうです。 以上でご報告とさせていただきます。
委員長	議案第1号、常滑市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課長	資料に基づき説明。
委員長	途中でも変われるということなのですね。
学校教育課長	在学生についても認めるということです。
委員長	それは何年先まででも認めるのですか。それとも何年まで認めるという期限があるのですか。
教育長	これはもともと常滑東小学校の子供が多くなりすぎて、校舎が不足したことから生まれてきたことですので、将来的には飛香台の子供が減ってきて、適正規模になってれば、当然これも元に戻していくということになっていきます。
委員長	そういうものは、「ある一定の期間とする」など注意書きで書かなくていいのですか。
教育部長	本来このようなものは、もし資料の決まりがあれば書くべきだと思いますが、常滑東小学校の児童数がどれだけ増加するか、今、分からないため、期限を区切ることはできません。それで、今回は記載しておりません。

発言者	発言の要旨
委員長	10年後におそらくこの場のほとんどの人がいなくなった時、この規則をそろそろ改正した方がよいと誰が判断するのか、見落とされていくのではないかとということが不安に思います。
学校教育課長	それについては、児童数の推移を見守りながら、学校教育課で対応していきます。
教育部長	この場でお諮りするような重要な規則の改正については、資料と議事録が永年保存されますので大丈夫です。
委員1	確認ですが、入学する時に選べるということと、すでに東小学校に入学している児童であっても、次の学年から西小学校に移りたいということも認める。ただし新学期の始まりを起点にすること。そのような縛りでよろしいでしょうか。
教育部長	規則を改正させていただきましたが、実際の手続きにおいては、申請書等で現在の学校の校長と協議し、面談の上、申請があったからすぐ許可するのではなく、十分学校間でも状況を把握し相談しながら、事務手続きをする予定です。
委員1	この議案とは直接関係はありませんが、検討委員会の議論の中で、この要望と抱き合わせる形で、ピアゴの前の交差点の歩道橋の要望がありました。その後の検討の進捗状況はいかがでしょう。
学校教育課長	今、要望書を作りまして、出す準備を進めております。提出先は、愛知県の知多建設事務所になります。事前にはお伝えしておりますが、近々出す予定です。
委員長	ご異議がなければ可決いたします。
委員長	議案第2号、平成27年度2学期学校訪問（訪問委員の決定）について説明をお願いします。
学校教育課長	資料に基づき説明。
委員長	9月15日（火）鬼崎北小学校は渡邊十三香委員長、久田委員、9月29日（火）青海こども園は渡邊十三香委員長、9月30日（水）常滑幼稚園は鬼頭委員、10月2日（金）西浦北小学校は渡辺慶太郎委員、10月13日（火）常滑東小学校は久田孝寛委員、10月23日（金）青海中学校は、渡辺慶太郎委員、鬼頭委員、10月30日（金）鬼崎南小学校は渡邊十三香委員長、11月5日（木）三和小学校は久田委員、鬼頭委員、11月13日（金）常滑中学校は渡辺慶太郎委員に決定します。
委員長	報告第1号、平成27年度常滑市表彰条例による候補者の内申について説明をお願いします。

発言者	発言の趣旨
学校教育課長 委員長	資料に基づき説明。 5 ページの一般表彰第 1 1 号「市のため多額の私財を寄付した者」の石田財団様から寄付のあった鈴溪資料室はもう完成したのですか。
学校教育課長	現在作業中で、9 月末に完成する予定です。1 0 月 1 6 日に 1 3 時 3 0 分から落成式を行う予定をしております。
教育長	実は今回の寄付については、鈴溪義塾の塾生石田退三氏のご子孫である石田財団の石田泰正氏が小鈴谷小学校を視察された折に、鈴溪資料室を見ていただきました。資料室の維持についてご相談したところ、賛同していただき今回 2 5 0 万円のご寄付をいただきました。またこのお話を、同じく鈴溪義塾に縁のあるソニーの創始者盛田昭夫氏の娘さんである岡田直子様にしたところ、盛田昭夫氏の奥様である盛田良子様から 1 0 0 万円の寄付をいただきました。
委員長	報告第 2 号、区域外就学許可基準の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課長 委員 2	資料に基づき説明。 部活動等学校独自の活動で、学区外の中学校に通学する場合、どのような方法で通学されるのですか。
教育部長	基本的には、区域外就学は保護者の責任の下、許可するため、保護者による送迎になると思います。
委員 3	今までにもこのような希望はあったのですか。
学校教育課長 委員 1	これまではなかったと思います。 第 1 号議案にありました通学区域特定地域選択制と区域外就学許可基準の違いを説明していただけますか。また、ここにある特別指定学区というのは、檜原の鍋山の児童が漏れなく緑丘小学校に入学するというのでしょうか。
教育長	まず区域外就学と通学区域特定地域選択制の違いについてですが、区域外就学というのは、保護者の都合で、指定された学区以外の学校に通学したいという許可願を基に、学校を変更する制度です。次に、通学区域特定地域選択制は、行政側の都合で、学区を変わっていただくもので、学年の途中で転学した場合でも、学用品などは行政側で負担するといった制度です。また、檜原の鍋山地区の特別指定学区について少し経緯をご紹介します。武豊のある会社が、社員のために住宅の開発をしました。その地区全てが武豊だと思っていたのですが、一部が常滑の土地でした。同じ会社の社員の子供で、同じ社宅に住んでいるのに、その一部の社員の子供だけが、常滑に通学することになるため、会社から武豊町に何とかならないかと相談がありました。

発言者	発言の趣旨
委員 3 学校教育課長	それで、武豊町教育委員会と常滑市教育委員会で協議し、武豊町で受け入れていただけることになりました。ところが、近年、緑丘小学校の児童数が増加し、武豊町民でさえ入学できず、他の地区の学校に転学してもらわなくてはならない状況になってきました。その中で、常滑市民が通学しているのは、武豊町教育委員会も説明できないということと、鍋山地区の児童数も落ち着いてきたため、本来の校区に戻してもらえないかと武豊町から話があり、状況を見ながら平成 26 年 3 月 31 日をもって満了とすることになったという経緯です。 実際この制度が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了となり、鍋山地区で常滑市の小中学校の通学される児童生徒はいないのでしょうか。 今現在、13 人みえます。
委員長 生涯学習スポーツ課長	報告第 3 号、平成 27 年知多地方中学校体育大会の結果について説明をお願いします。 資料に基づき説明。
委員長 学校教育課長 委員長	その他の行事連絡（8 月～10 月）報告をお願いします。 資料に基づき報告。 他になれば、これをもって平成 27 年度第 5 回教育委員会定例会を閉会します。